

資料編



1. 見直し経過

日 稲	会議等	内 容
令和4 (2022) 年度	5月18日（水）	第1回成田市都市計画マスター プラン及び立地適正化計画策定 幹事会
	7月2日（土）	NARITA まちづくり☆ワールド・ カフェ
	7月20日（水）	第1回成田市都市計画マスター プラン及び立地適正化計画策定 委員会並びに第2回策定幹事会 合同会議
	8月8日（月）	成田市都市計画審議会
	9月15日（木） ～10月17日（月）	パブリックコメント
	10月26日（水）	第2回成田市都市計画マスター プラン及び立地適正化計画策定 委員会並びに第3回策定幹事会 合同会議
	11月11日（金）	成田市都市計画審議会
	1月27日（金）	第3回成田市都市計画マスター プラン及び立地適正化計画策定 委員会並びに第4回策定幹事会 合同会議
	2月2日（木）	成田市都市計画審議会
	2月	見直し完了

2. 成田市都市計画審議会への諮問・答申

成都計第1042号

令和4年10月24日

成田市都市計画審議会

会長 田中 亨 様

成田市長 小泉 一成

成田市都市計画マスターplanの見直しについて（諮問）

このことについて、都市計画法第18条の2第1項の規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針である成田市都市計画マスターplanを見直すにあたり、貴審議会に諮問いたします。

成都審第4号

令和4年11月11日

成田市長 小泉 一成 様

成田市都市計画審議会

会長 田中 亨

成田市都市計画マスターplanの見直しについて（答申）

令和4年10月24日付け成都計第1042号で諮問された標記の件について、令和4年11月11日に開催した都市計画審議会に諮ったところ、原案のとおり認めましたので答申します。

なお、審議において、下記のとおり意見がありましたことから、今後の参考とされるよう申し添えます。

記

1. 多文化共生の視点も取り入れ、国際都市としてのまちづくりを進められたい。
2. SDGs に具体的に取り組むとともに、まちの拡大よりも医療や福祉の充実などに財源を使われたい。
3. 市民の満足度を高める基盤となる地域の活性化を図るため、ゼロカーボンやSDGs の目標としている事項に配慮しつつ、バランスのとれた施策を実行されたい。

以上

3. 要綱

成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会

成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における少子高齢化及び人口減少等の社会情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを実現するための都市の基本的な方針を定めるため、成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定にあたり必要となる事項を調査検討すること。

(2) 都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号。）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定にあたり必要となる事項を調査検討すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に定める者をもって組織する。

2 策定委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参加させることができる。

(幹事会)

第5条 委員会の会議にあたり、必要な調査検討を行うため、策定委員会に成田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会は、別表2に定める者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、都市部長をもって充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

5 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

7 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参加させることができる。

(部会)

第6条 立地適正化計画の策定にあたり、都市再生特別措置法第81条第2項第2号から第6号に掲げる事項について調査検討を行うため、幹事会に部会を設置する。

2 部会は、別表3に定める者をもって組織する。

3 部会の会議は、必要な検討事項に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会、幹事会及び部会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

2 成田市都市基本計画策定委員会設置要綱（平成18年要綱）は、廃止する。

附 則（平成27年要綱改正）

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。

附 則（平成28年要綱改正）

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則（令和3年要綱改正）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

副市長

企画政策部長 総務部長 財政部長 空港部長 シティプロモーション部長 市民生活部長

環境部長 福祉部長 健康こども部長 経済部長 土木部長 都市部長 水道部長 教育部長

消防長

別表2

都市部長 企画政策課長 国家戦略特区推進課長 危機管理課長 財政課長 空港地域振興課長

観光プロモーション課長 スポーツ振興課長 市民協働課長 交通防犯課長 環境計画課長

社会福祉課長 子育て支援課長 商工課長 農政課長 卸売市場長 土木課長 建築住宅課長

下水道課長 都市計画課長 市街地整備課長 公園緑地課長 業務課長 教育総務課長

生涯学習課長 消防総務課長

別表3

○都市機能誘導区域検討部会

都市部長 企画政策課長 国家戦略特区推進課長 危機管理課長 スポーツ振興課長

交通防犯課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 子育て支援課長 保育課長 商工課長

土木課長 道路管理課長 建築住宅課長 下水道課長 都市計画課長 市街地整備課長

公園緑地課長 業務課長 教育総務課長 生涯学習課長

○居住誘導区域検討部会

都市部長 企画政策課長 危機管理課長 資産税課長 交通防犯課長 高齢者福祉課長

障がい者福祉課長 子育て支援課長 土木課長 道路管理課長 建築住宅課長

下水道課長 都市計画課長 市街地整備課長 公園緑地課長 業務課長 教育総務課長

4. 用語解説

用語	解説
LCC(エルシーシー : Low Cost Carrier)	効率的な運営により低価格の運賃で運航サービスを提供する航空会社。
SDGs(エスディージーズ : Sustainable Development Goals)	平成 27 (2015) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた令和 12 (2030) 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
エアポート都市構想	空港を中心とした“ひと”と“もの”的移動を円滑化することにより、空港と関連の強い産業の強化や空港周辺への先端産業の集積による空港と空港周辺地域の一体的な活性化を目指すもの。平成 25 (2013) 年に成田市が国家戦略特区の指定を受けるため内閣府へ提案した。
オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称。
義務教育学校	小中学校 9 年間の義務教育を一貫して行う学校のこと。学校教育法の改正により平成 28 (2016) 年に新設された。9 年間を通じた一貫性のある教育課程を編成しており、小学校に当たる前期 6 年、中学校に当たる後期 3 年の課程に区分され、基本的にはそれぞれ、小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。
協働	地域社会での共通の課題の解決や目標を実現するために、地縁組織や地域の活動団体、NPO などの様々な「住民組織」と「行政」が相互の信頼と理解のもとに、ともに協力すること。市民と行政とのパートナーシップのこと。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
景観形成作物	農耕がなされていない休耕農地、また田畠に対して、多くの人たちが楽しめる花卉（かき）などを植え、その空間を有効活用して、同時に観光にも活用される植物のこと。
景観形成重点地区	地区を特徴づける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定し、住民が中心となって必要なルールを定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていく地区。

用語	解説
建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準（建築基準法による最低基準を超えた高度な基準）に関する一種の契約を締結するときに、公的主体（特定行政庁）がこれを認可することにより、契約に通常の契約には発生しない第三者効を付与して、その安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度。
航空機騒音障害防止地区	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法により規定される、都市計画法上の地域地区の一つ。航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域に定められ、この地区内で建築する住宅、学校、病院等の建築物は防音上有効な構造としなければならない。
航空機騒音障害防止特別地区	航空機の特に著しい騒音が及ぶこととなる地域で航空機騒音障害防止地区内において定められ、この地区内では住宅、学校、病院等の建築物は知事の許可なしには建築することができない。
洪水浸水想定区域	水防法に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
国際医療学園都市構想	医学部の新設を核とし、附属病院や介護施設など医療関連産業を集積しようとするもの。地域医療の崩壊を防ぎ、医師不足を解消することを目的とし、日本の医療技術を海外へ展開することを視野に入れている。平成25(2013)年に成田市が国際医療福祉大学と共同で内閣府へ提案した。
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」	平成27(2015)年国勢調査の確定数が公表されたことを受けて、国立社会保障・人口問題研究所がこれを出発点とする新たな全国人口推計(日本の将来推計人口)を行ったもの。国・地方公共団体はもとより、様々な分野において基礎的資料として用いられている。
子育てバリアフリー	官庁施設をはじめとする公共施設や公園等に子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービス等を整備することにより、子育てを支援する環境づくりを行うこと。
国家戦略特別区域	特定の分野に限定して規制緩和などを行うために国が定める区域。大胆な規制緩和によって企業の投資や人材を呼び込み、地域経済の活性化を促すとともに、産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動の拠点形成を目指す。成田市は、平成26(2014)年5月1日に政令により東京都、神奈川県とともに、東京圏の一部として国家戦略特区に指定された。
コミュニティバス	住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバスサービスのこと。

用語	解説
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再構築により実現を目指すコンパクトなまちづくりのこと。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
サイン計画	広域的に点在する観光資源の所在地や内容を、地図などを用いて観光客等にわかりやすく紹介する設備の計画のこと。
市街化区域	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要がある場合に定める区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要がある場合に定める区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
自然植生	人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。
社寺林	神社に付随して参道や拝所等を囲むように存在する樹林地のこと。神聖な場所として昔から保全されてきたことから、地域の古い植生が残されていると言われている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会。
人口集中地区(DID)	統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基本単位として、1)原則として人口密度が 1 平方キロメートルあたり 4,000 人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。
スプロール化	都市が無秩序に拡大すること。
スポーツツーリズム	スポーツ資源とツーリズム（旅行・観光）資源を融合する取組みのこと。具体的には「スポーツ参加や観戦を目的とした旅行と、それらを実践する仕組みや考え方」とされている。

用語	解説
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC搭載車両に限定しているインターチェンジ。
生産緑地地区	生産緑地法により規定される、都市計画法上の地域地区の一つ。市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適しているもので、都市計画で定めるもの。
セットバック	良好なまちなみ景観の整備や安全な歩行者空間の確保等を目的として、道路や隣地との境界線から建築物の外壁まで一定の距離を保つこと。
ゼロカーボンシティ	脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素を排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体。
代償植生	様々な人為的影響が加えられた後に成立した植生。農耕地や人工林などのほか、刈取り、伐採などによって成立した里山や草原等も含む。
脱炭素	地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取組み。
地区計画制度	既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情にあったよりきめ細かい規制を行う制度。
デマンド型交通	利用者の需要に応じて予約があった時のみ運行する交通方式。運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由度の組合せにより多様な運行形成が存在する。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域毎に、都道府県が広域的な見地から定める都市計画の基本の方針で、概ね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の目標や主要な都市計画を定めるもの。
土砂災害危険箇所	警戒避難体制を構築し土砂災害による被害を防止するため、昭和41(1966)年度より調査を行い、判明した箇所であり、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。通称、イエローズーン。
成田空港の更なる機能強化	B滑走路の延伸やC滑走路の新設、夜間飛行制限の変更などにより、成田空港の年間発着容量を現状の30万回から50万回に拡大すること。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。文化財（文化遺産）の価値づけを行い、保護を担保することを目的とした世界遺産登録や文化財指定とは異なり、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としている。

用語	解説
歩行者利便増進道路 (ほこみち) 制度	「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すもので あり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活 環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するもの。
モビリティ・マネジメント	1人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方 向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化する ことを促すコミュニケーションを中心とした交通施策。
ファサード	街路や広場等に面する建物の正面部分のこと。
ヤブツバキクラス域	日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラス の名をとて、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。
遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと 見込まれる農地のこと。
ユニバーサル デザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しや すいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
用途地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、土地利用誘導のための基本的な 制度のこと。土地の効率的な利用、居住環境の保全などを目的として、 建築物の用途や容積などを制限することができる。
余熱利用施設	ごみ焼却の際に発生する高温排ガスの持つ熱エネルギーを、ボイラーや 熱交換器を通して温水、蒸気あるいは高温空気等の形態のエネルギーに 変換し、他の用途に利用する施設。
ワールドカフェ	話し合いの場において、カフェ内のような少人数のグループに分け、度々 メンバー交換をする（ラウンド制）ことにより、参加者全員が知識や考 えを共有でき、多様な意見の創出が期待される手法のこと。
ワンストップ輸出拠点機能	各輸出証明書の交付のほか、検疫や通関、爆発物検査など、輸出に必要 な手続きを市場内で完結できる日本初の仕組み。

成田市都市計画マスタープラン 2023

発行 成田市
編集 都市部 都市計画課
成田市花崎町 760 番地
発行日 令和 5 年 2 月
登録番号 成都計 22-046



成田市役所 都市部 都市計画課

〒286-8585 千葉県 成田市 花崎町 760 番地
TEL : 0476-20-1560 FAX : 0476-22-4493
E-mail : toshikei@city.narita.chiba.jp
